

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年5月30日

京都市人事委員会

委員長 彦惣 弘

京都市人事委員会規則第2号

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を次のように改正する。

別表本庁の項中「行財政局総務部総務課の庁舎管理係長，警備長及び副警備長で課長補佐又は係長に相当する地位にあるもの 行財政局総務部法制課法規係長」を「行財政局総務部法制課法規係長 行財政局総務部庁舎管理課の庁舎管理係長，警備長及び副警備長で課長補佐又は係長に相当する地位にあるもの」に，「行財政局人事部給与課の係長」を「行財政局人事部給与安全衛生課の担当課長補佐，係長及び担当係長」に，「行財政局人事部厚生課の福利係長及び安全衛生係長」を「行財政局人事部厚生課福利係長」に，「給与課労政担当」を「給与安全衛生課労政担当」に改め，同表醍醐和光寮引継事務所の項，京都市立病院の項及び京都市立京北病院の項を削り，同表教育委員会事務局の項中「開晴小中学校教育企画推進室副室長」を「白河総合支援学校分校開設準備室副室長」に改め，同表生涯学習総合センターの項中「所長 事務局長 事業部長 担当部長 監察員 館長 課長 担当課長」を削り，同表図書館の項を削り，同表備考3中「給与課労政担当」を「給与安全衛生課労政担当」に改める。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。